

# 都市計画変更素案説明会

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線（都県境～産業道路）  
及び関連する都市計画（用途地域等）の変更

令和元年9月8日、9日

新座市立八石小学校体育館

埼玉県朝霞県土整備事務所

新座市

新座都市計画道路保谷朝霞線に関して、

- これまでの経緯や保谷朝霞線の必要性
- 道路線形や構造などの都市計画変更素案
- 道路に関連した用途地域などの都市計画変更素案

を御説明させていただき、皆さまの御意見を伺うものです。

(都市計画法第16条に基づく説明会)

- 1 路線概要及びこれまでの経緯
- 2 地域の現状と課題、目的
- 3 都市計画変更の基本的な考え方
- 4 都市計画変更素案の概要
- 5 今後の進め方

# 1 路線概要及びこれまでの経緯

# 路線概要

新座都市計画道路3・4・1保谷朝霞線は、全区間が新座市内に位置し、国道254号から県道練馬所沢線に至る広域幹線道路です。

起点側では、都市計画道路黒目川通線、終点側では都市計画道路調布保谷線と接続します。

## ◇ 名称

新座都市計画道路3・4・1保谷朝霞線

## ◇ 当初決定

昭和43年10月28日(建設省告示第3211号)

## ◇ 最終決定

昭和47年4月25日(埼玉県告示第698号)

## ◇ 起点

新座市畑中2丁目(国道254号交差部)

## ◇ 終点

新座市野寺4丁目(練馬所沢線交差部)

## ◇ 延長

約4,440m

## ◇ 幅員

20m(現在の都市計画決定幅)



## 1 これまでの説明会

保谷朝霞線の必要性や整備の方針等を説明し、地域の皆さまの御意見を伺うため過去6回説明会を実施。  
(平成18年8月、平成19年12月、平成20年5月、平成22年8月、平成26年7月、**平成29年11月**)

## 2 前回の説明会でお示した整備方針 (平成29年11月開催)

### 埼玉県の整備方針

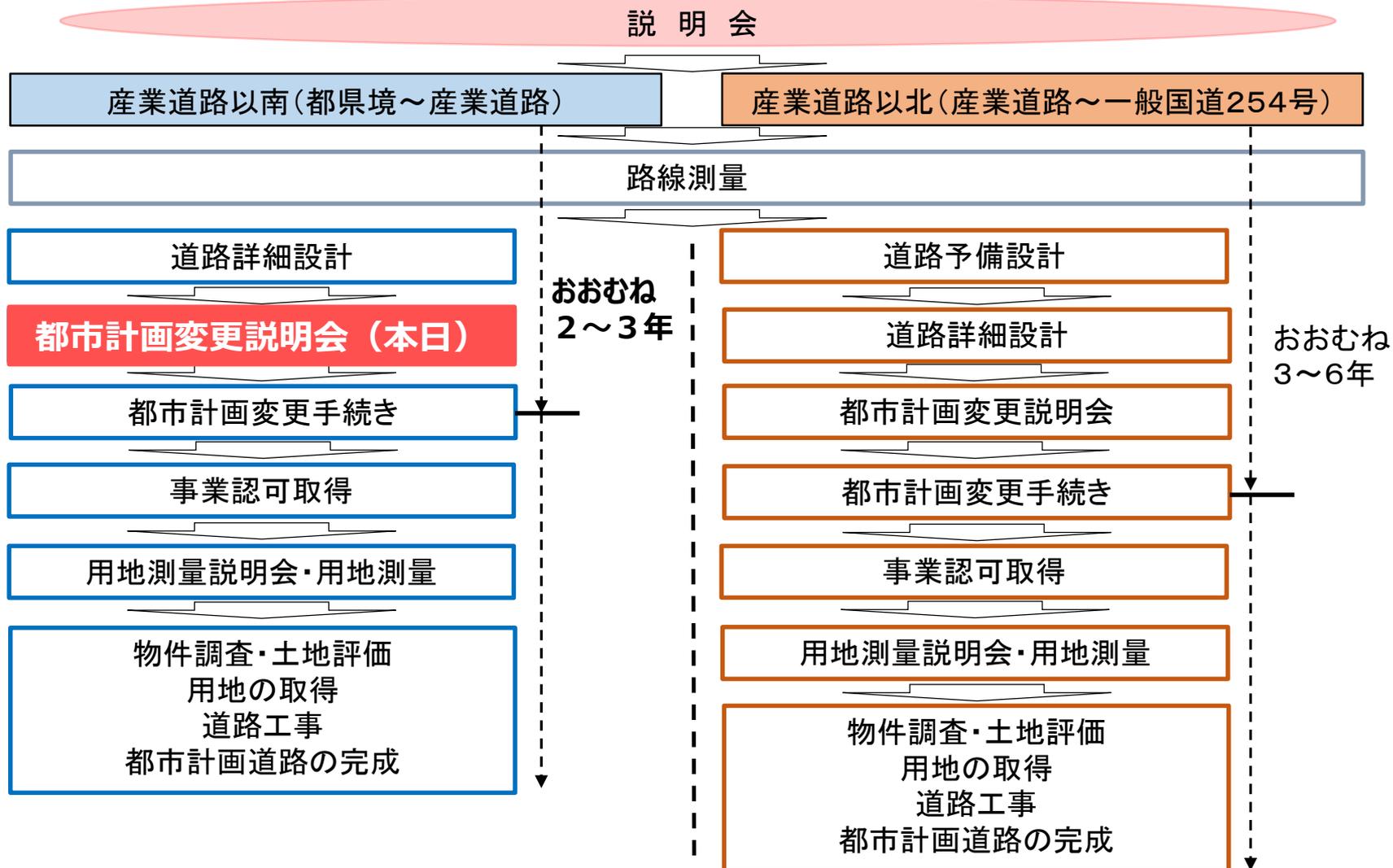
- ① **保谷朝霞線全線** (約4,440m) を**県が幅員27m (4車線)** で整備
- ② **産業道路以南 (都県境～産業道路)** を第1期区間と位置付け、**先行して事業に着手**
- ③ **産業道路以北 (産業道路～一般国道254号)** は、今後必要となる調査・検討・関係機関協議を実施し、**産業道路以南の事業進捗を踏まえ、引き続き事業に着手**

### 取組

- **産業道路以南を先行し、都市計画変更**に向けた取組を進めます。
- **産業道路以北 (産業道路～一般国道254号)** は**調整が整い次第、都市計画変更**に向けた取組を進めます。



## ◆H29.11説明会にて御説明した今後のスケジュール



## 2 地域の現状と課題、目的

交通

安全

防災

地域の発展



## 保谷朝霞線

- ・調布保谷線と接続し、埼玉県から東京都、神奈川県をつなぐ**広域的な幹線道路網を形成**
- ・**平成27年8月 調布保谷線全線開通**



(出典:東京都建設局HP)



国道254号(新座市)  
～国道16号(相模原市)間で  
**埼玉県区間のみ現道が無い状況**

**都県をつなぐ広域幹線道路網の整備が必要**

## 市内幹線道路（国道、県道）の混雑状況

出典：平成27年度道路交通センサス



## [新座市内の幹線道路]

東西方向・・・国道254号、関越自動車道 等  
 南北方向・・・さいたま東村山線、保谷志木線 等

南北方向は  
 広域的な交通を担う4車線以上の道路が未整備



限られた幹線道路に交通が集中  
 慢性的な渋滞発生

## 【渋滞の状況（片山交差点の例）】

最大渋滞長 320m、 通過時間 約7分

※保谷志木線上り方向、16時台（調査日：H30.10.11（木））



保谷志木線上り方向



産業道路上り方向

市内南北方向の幹線道路整備が必要

## 都内方面と行き来する車が生活道路（通学路等）に流入



交通量調査日:H30.10.11(木)

### 保谷朝霞線整備による生活道路への流入の抑制が必要

## 緊急輸送道路および保谷朝霞線周辺の防災拠点



県道保谷志木線



産業道路

保谷朝霞線周辺地域では、  
南北方向の広幅員道路が不足

## 阪神淡路大震災における電柱、建物等の倒壊状況



出典: 国土交通省HP(道路防災の取り組み)

災害時は、電柱や建物等の倒壊が車道に影響

避難、救護、物資輸送等に用いる災害に強い広幅員の道路が必要



保谷朝霞線の沿道地域は、幹線道路が無い  
ため、新たなまちづくりが難しい状況

＜道路整備と一体となった地域の活性化事例＞

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業による  
都市計画道路志木大和田線の整備に併せて、  
沿道にショッピングモールや物流拠点が立地



くみまちモール新座(平成30年11月開業)

出典: 流通ニュースHP

道路整備をきっかけに地域の活性化が期待される

## 広域的な道路網の形成による交通の円滑化

- ・都県間や新座市内南北方向の移動の円滑化
- ・保谷志木線をはじめとする周辺道路の渋滞緩和

## 生活道路の安全確保

- ・生活道路への通過交通流入の抑制による良好な居住環境の確保

## 地域の防災性の向上

- ・安全な避難路や広域的な緊急物資輸送路としての機能を確保

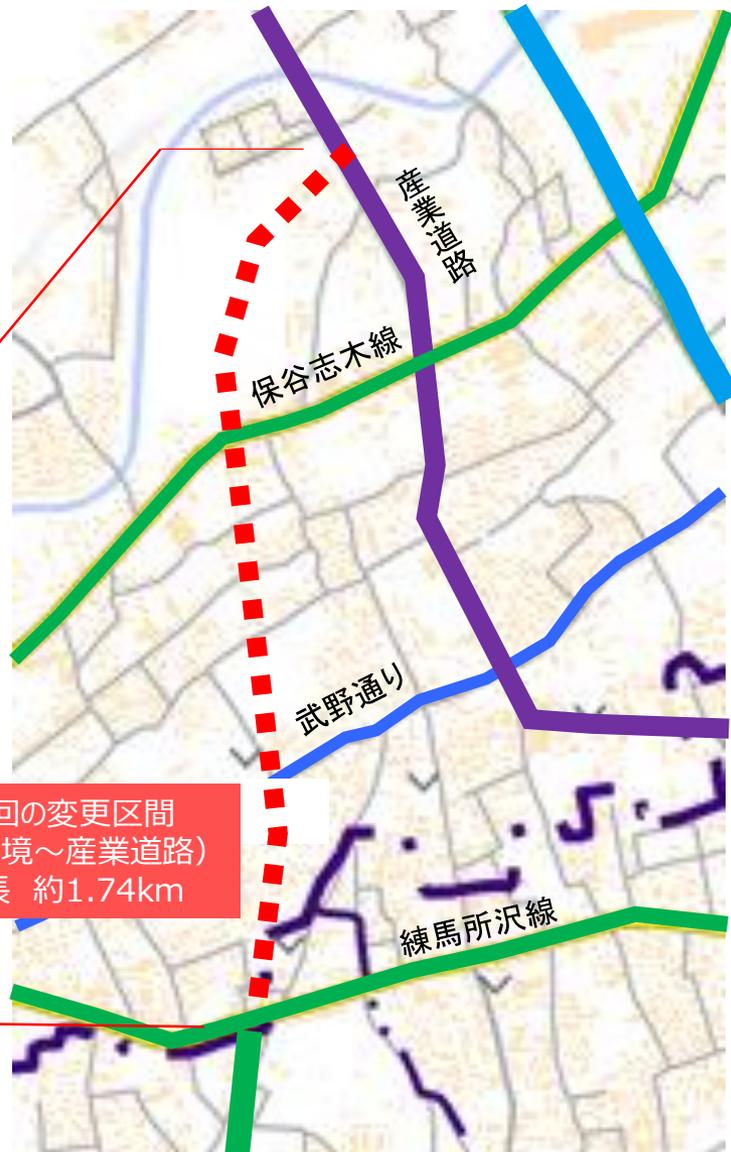
## まちづくりの促進

- ・広域幹線道路である保谷朝霞線により、沿線地域のまちづくりの可能性を拡大

# 3 都市計画変更の基本的な考え方

- ① 道路の構造
- ② 道路の線形
- ③ 高低差の処理
- ④ 交差点の改良
- ⑤ 計画道路の横断箇所

# 変更区間位置図



## [基本的な考え方]

- ・保谷朝霞線の目的および将来交通量から、従前のおり**車線数は4車線**とする

## [将来交通量の予測]

予測年次 : 令和12年度  
 道路網 : 高規格幹線道路、国道、県道などの広域幹線道路等  
 (令和12年度までに完成予定の路線)



### 凡例【混雑度】

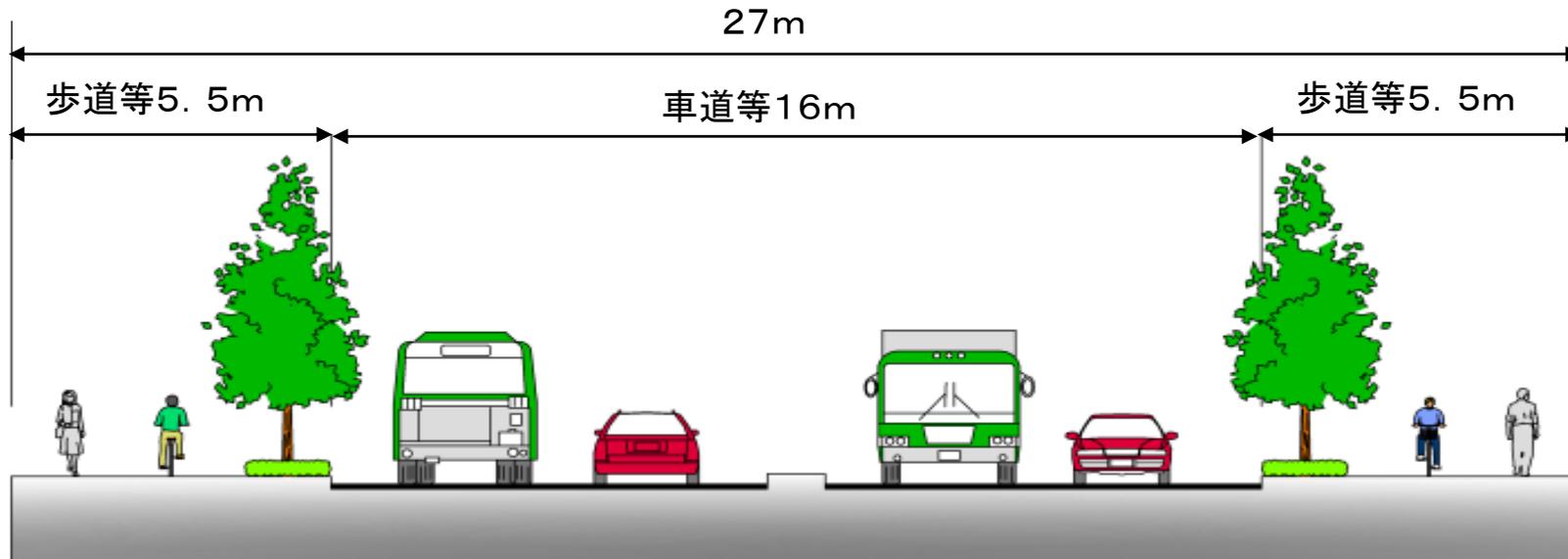
- 1.0未満 : 混雑せず、円滑に走行できる状況
- 1.0~1.25 : 昼間12時間のうち、1~2時間混雑する状況
- 1.25~1.75 : 日中に連続的混雑が生じる状況(朝夕ほか渋滞)
- 1.75以上 : 日中に慢性的に混雑している状況(慢性的渋滞)

・保谷朝霞線は4車線相当の交通量

## [基本的な考え方]

- ・道路幅員は、現在の都市計画決定幅員20m(昭和43年都市計画決定)から**27mに変更**
- ・幅員の構成は、安全な自転車通行空間を整備するため**歩道等を両側5.5m**ずつ確保する  
車道部は中央帯も含めて**16m**とする

### 標準的な横断面のイメージ

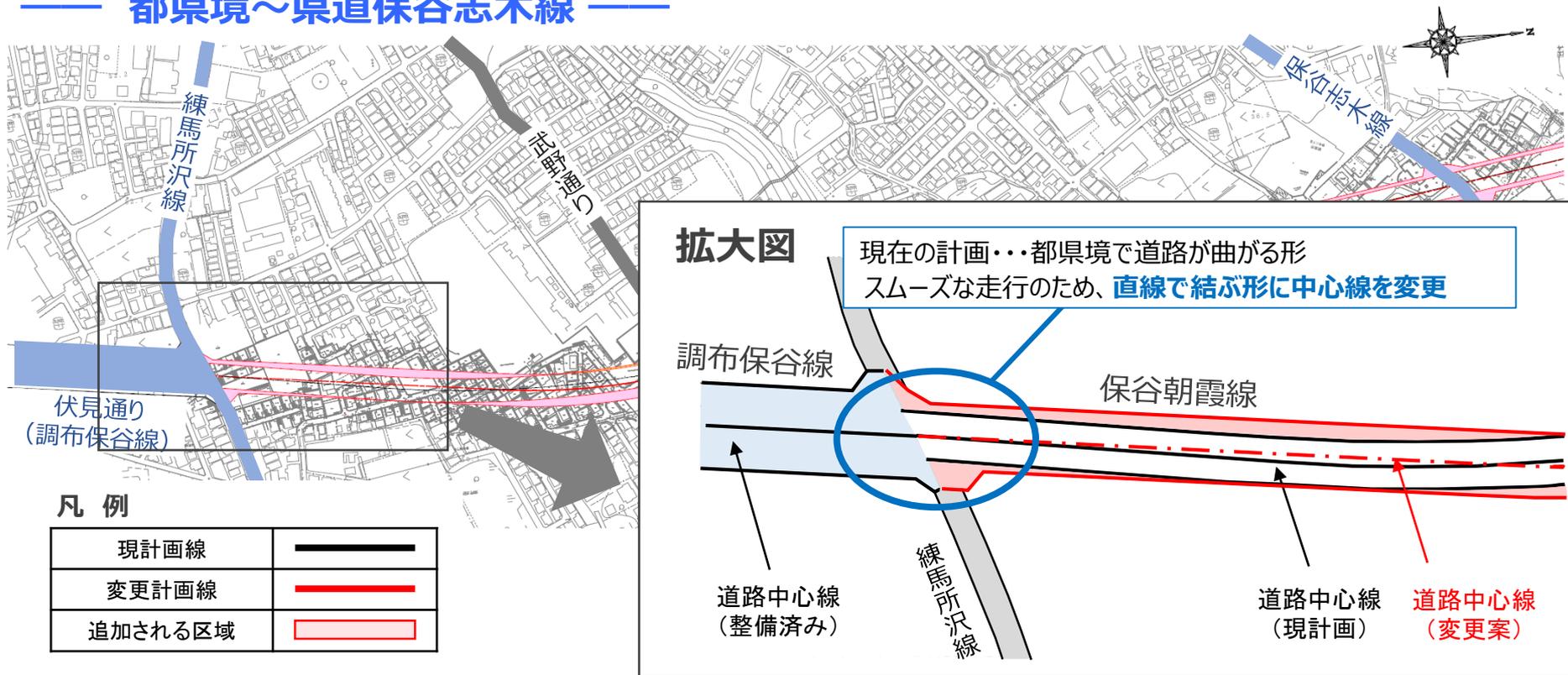


この図はイメージであり、詳細は今後の関係機関との調整等により変更となる場合があります。

## [基本的な考え方] (都県境～県道保谷志木線)

- ① 拡幅の方針・・・既定の都市計画線からの均等拡幅を基本
  - ② コントロールポイント (配慮すべき施設等)・・・
    - (1) 調布保谷線との接続
    - (2) 新座市立第五中学校体育館※
- ※新座市指定避難場所、耐震補強済

### —— 都県境～県道保谷志木線 ——



#### 凡例

現計画線	—
変更計画線	—
追加される区域	□

## [基本的な考え方] (都県境～県道保谷志木線)

① 拡幅の方針・・・既定の都市計画線からの均等拡幅を基本

② コントロールポイント (配慮すべき施設等)・・・ (1) 調布保谷線との接続  
(2) 新座市立第五中学校体育館※  
※新座市指定避難場所、耐震補強済



## ②道路の線形

[基本的な考え方] (県道保谷志木線～産業道路)

拡幅の方針・・・既定の都市計画線からの均等拡幅を基本

### —— 県道保谷志木線～産業道路 ——



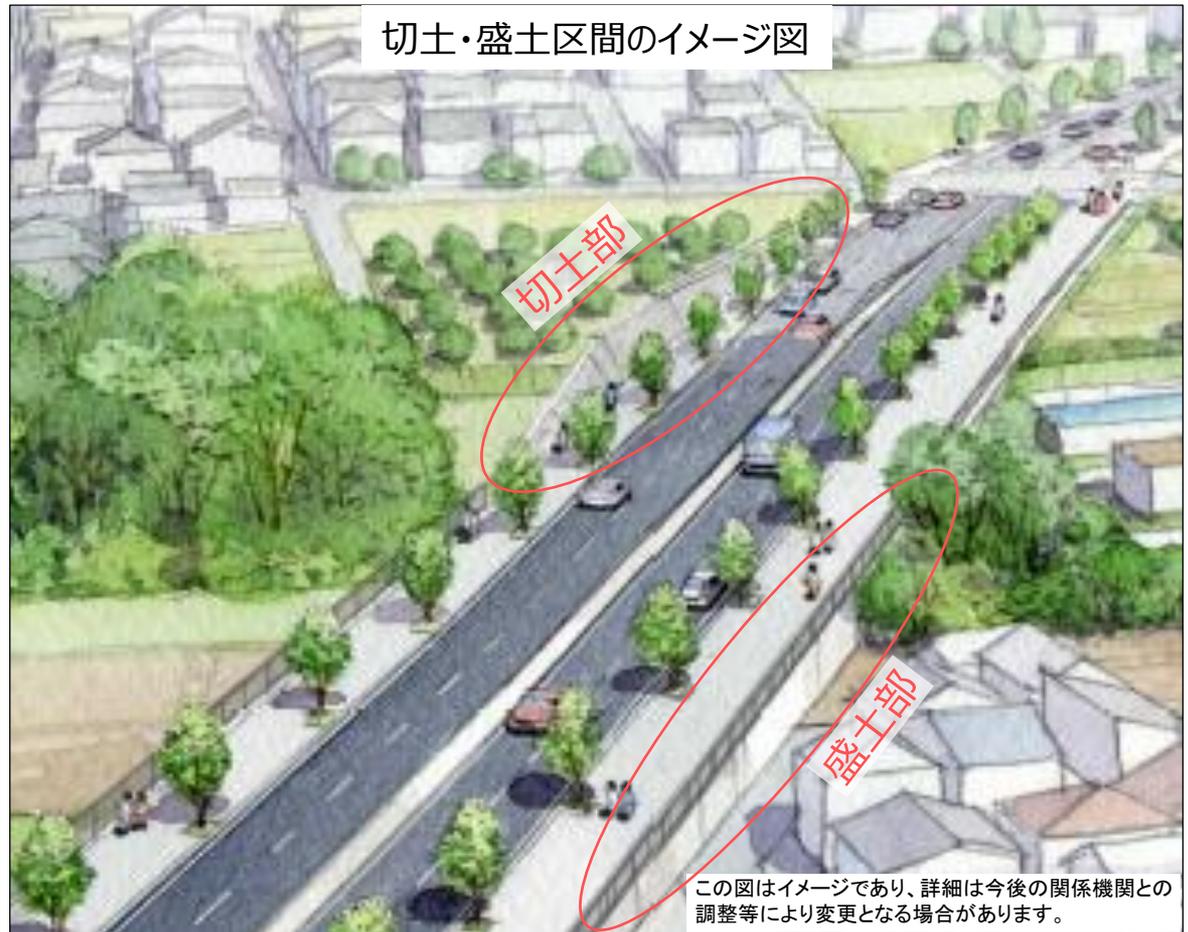
現計画線	——
変更計画線	——
追加される区域	□

# ③ 高低差の処理

## [基本的な考え方]

野寺地区(野寺緑地付近)では高低差が約11m生じる。

⇒ **切土部・盛土部に擁壁を整備**



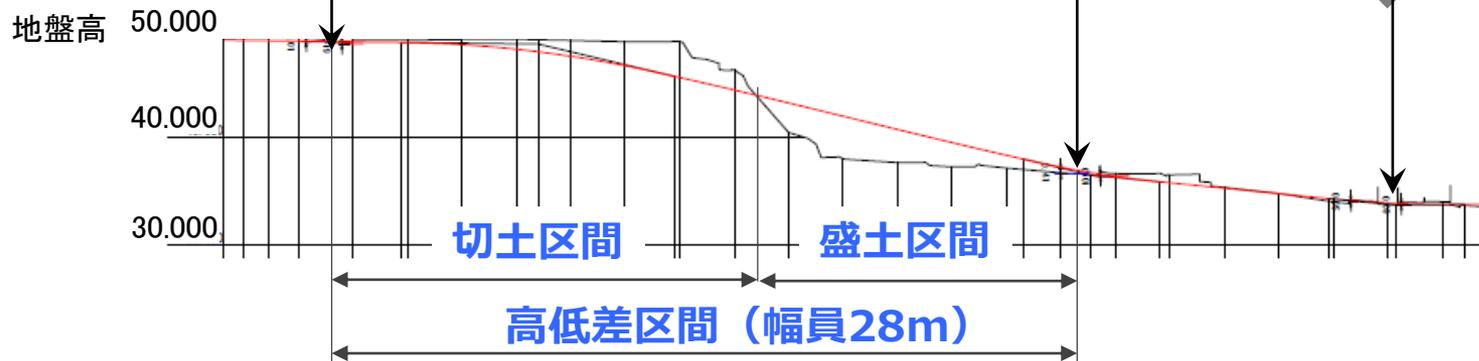
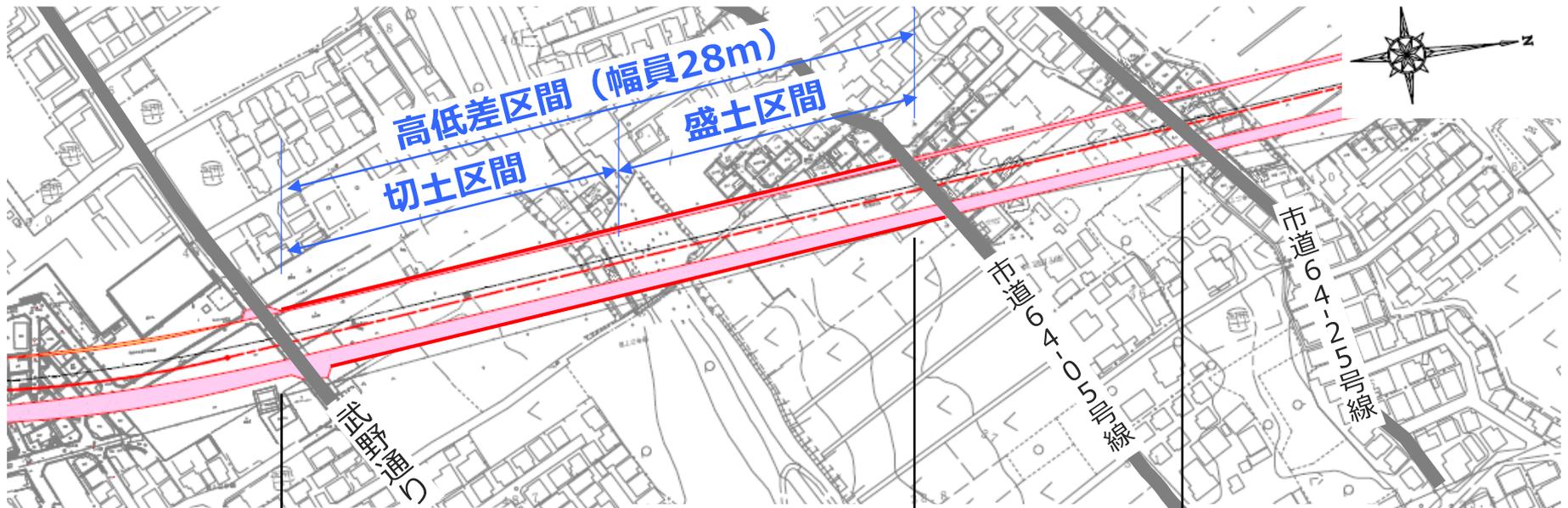
この図はイメージであり、詳細は今後の関係機関との調整等により変更となる場合があります。

# ③ 高低差の処理

## [基本的な考え方]

構造物の整備に50cmの幅が必要なため、

**擁壁区間は幅員を28m (27m+1m (両側50cm)) とする**



切土擁壁イメージ

## [基本的な考え方]

産業道路との交差点では、産業道路からの右折車が増えることから、スムーズな交通の流れを確保するため、**産業道路側にも右折レーンの整備を調整中**

※産業道路は都市計画道路として位置付けられていないため、都市計画としては定めない。



# ⑤ 計画道路の横断箇所

## [基本的な考え方]

計画道路の横断箇所は現況道路の利用状況を参考に検討

- ⇒ 幹線道路および主要な生活道路（武野通り）は交差点化について調整中 …… 
- ・その他、通学路の指定などの利用状況に配慮し、横断箇所を調整中 …… 



※信号、横断歩道、右折帯などの交通規制に関わるものは協議中であり、確定したものではありません。

# <参考> 環境への影響（環境予測値）

※保谷朝霞線は条例等に基づく環境影響評価の対象ではありませんが、自主的に環境に係る影響を確認したものです。

## 位置図



## [大気質] ⇒環境基準を満足します

### ●二酸化窒素

	日平均値の年間98%値	環境基準
地点①	0.031ppm	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーンまたはそれ以下であること
地点②	0.031ppm	

### ●浮遊粒子状物質

	日平均値の年間2%除外値	環境基準
地点①	0.045mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
地点②	0.045mg/m <sup>3</sup>	

## [騒音] ⇒環境基準を満足します

	時間区分	将来予測	環境基準
地点①	昼間（6:00～22:00）	67dB	70dB
	夜間（22:00～6:00）	62dB	65dB
地点②	昼間（6:00～22:00）	68dB	70dB
	夜間（22:00～6:00）	62dB	65dB

※環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の数値を適用

## [振動] ⇒要請限度を下回ります

	時間区分	将来予測	要請限度
地点①	昼間（8:00～19:00）	56dB	65dB
	夜間（19:00～8:00）	56dB	60dB
地点②	昼間（8:00～19:00）	60dB	65dB
	夜間（19:00～8:00）	60dB	60dB

※要請限度は第一種区域の数値を適用

## 4 都市計画変更素案の概要

変更区間 ⇒ 都県境～産業道路(延長 約1.74km)



## 保谷朝霞線 主な変更概要

項目	変更前	変更後
延長	約4,440m	約4,440m
幅員	20m	20m <sup>※1</sup> (一部区間 27m, 28m)
車線数	—	4車線 <sup>※2</sup>
構造形式	地表式	地表式

## 凡例

現計画線	—
変更後の区域	—

※1 代表幅員は幅員毎の延長のうち、最も長い延長の幅員を標記するため、産業道路北側(今後都市計画変更予定)の幅員20mとなる。

※2 今回の変更で車線数を定める区間は都県境から産業道路まで

埼玉県による保谷朝霞線の都市計画変更に合わせて、新座市で予定している都市計画変更は次の4つです。

## ① 用途地域

用途地域とは、それぞれの地域に合わせて、建物の用途や建ぺい率・容積率など、お互いに守るべき最低限の土地利用を規制する制度です。

(例) 第一種住居地域、第一種低層住居専用地域等

## ② 高度地区

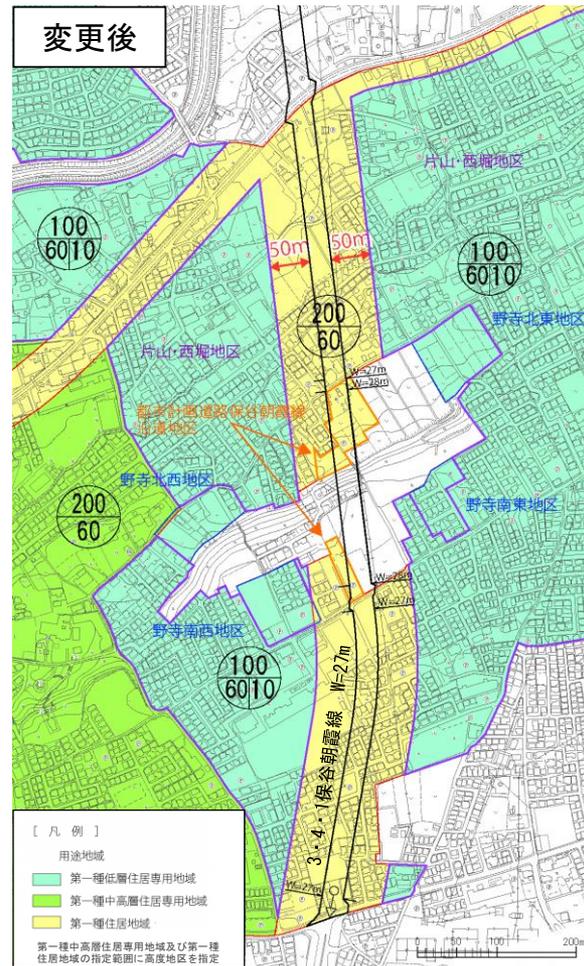
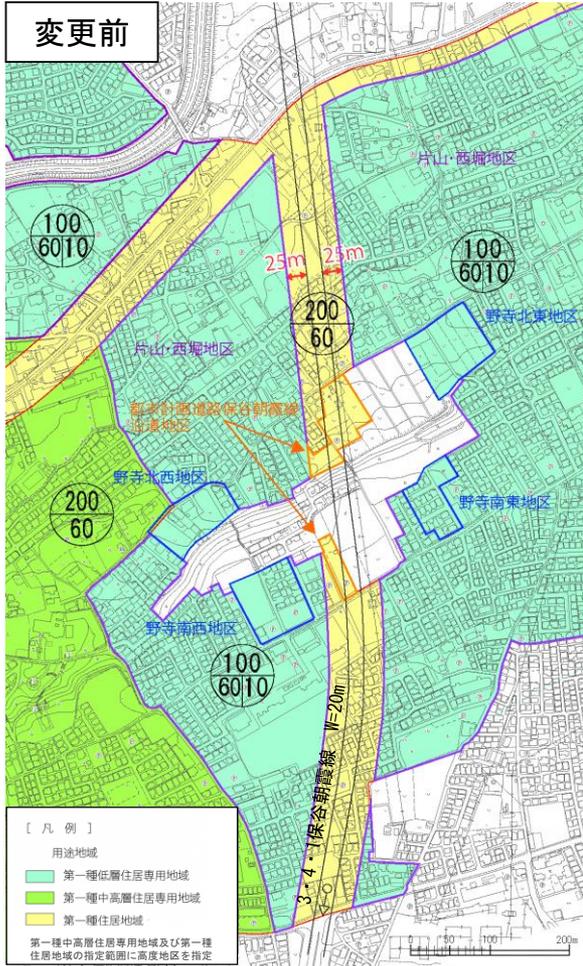
高度地区とは、用途地域に基づく制限のみでは、建物の高さを十分にコントロールできないため、建物の高さの限度を定める制度です。

## ③ 地区計画

地区計画とは、建物等を建築する際のルールを地区の事情に応じて細かく定めることのできる制度です。野寺周辺では、主に第一種低層住居専用地域に地区計画を定めています。

## ④ 準防火地域

準防火地域とは、市街地における火災の延焼防止を図るため、建物を新築・増改築したりする場合に、建物の規模や構造に応じて一定の規制をかける制度です。



## ① 用途地域

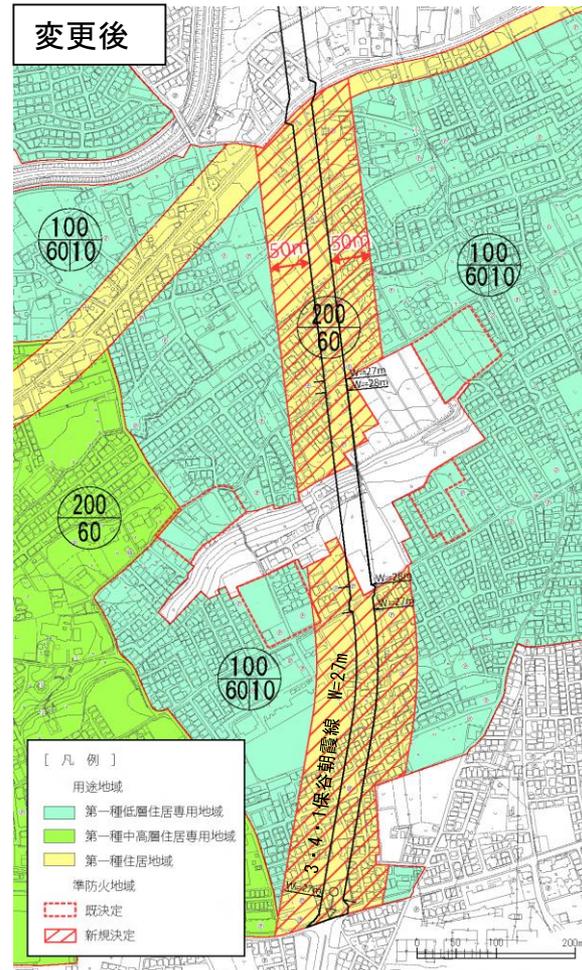
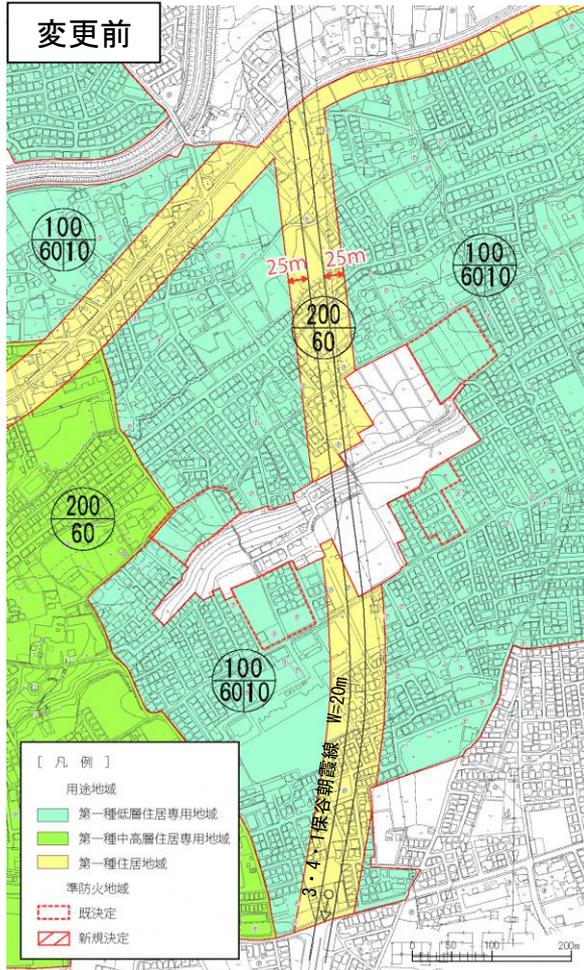
都市計画道路保谷朝霞線の境界から両側各50mを第一種住居地域とする変更

## ② 高度地区

新たに第一種住居地域となる区域に建築物の高さの最高限度を25mとする高度地区を指定する変更

## ③ 地区計画

新たに第一種住居地域となる区域を片山・西堀地区地区計画区域外とする変更

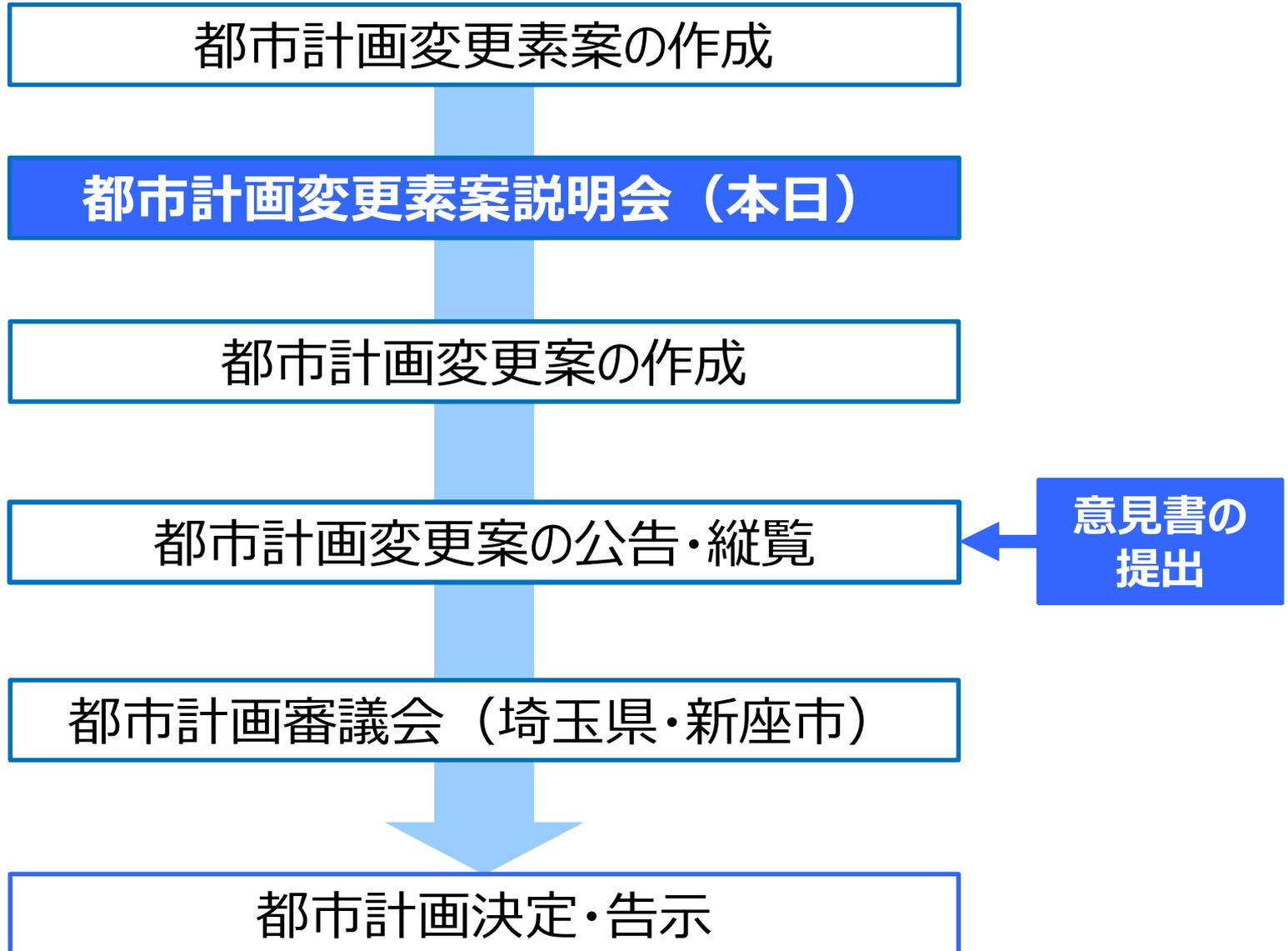


## ④ 準防火地域

当地区の第一種住居地域の範囲を新たに準防火地域とする変更

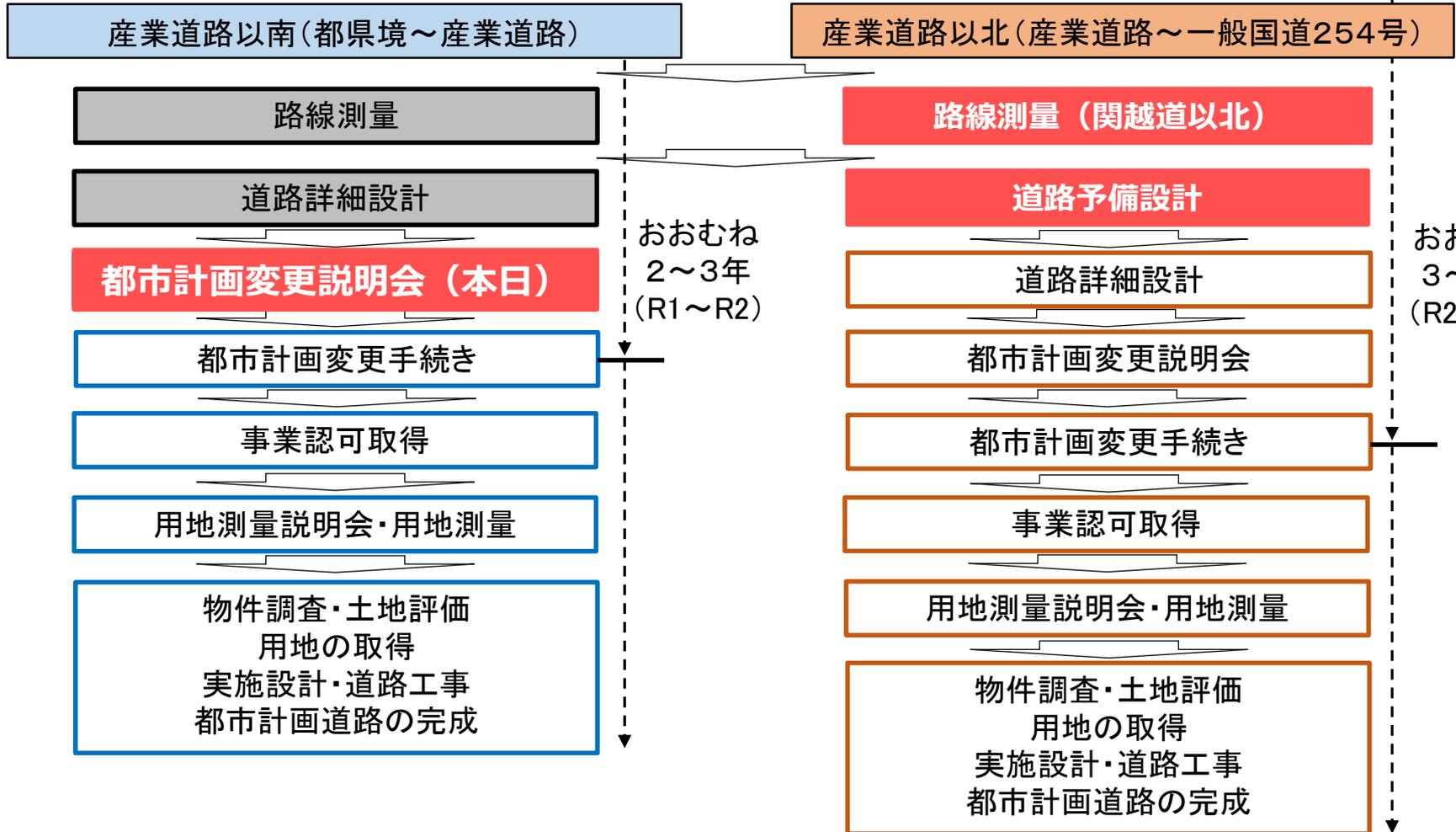
※準防火地域内で、建物を新築・増改築する場合に、建物の規模や構造に応じてかかる規制は、一般的な木造2階建て住宅では、防火措置をした建築物とすることです。

## 5 今後の進め方



# 保谷朝霞線全体のスケジュール（予定）

前回説明会(H29. 11開催)



■ : 実施済み    ■ : 実施中

## 【都市計画道路保谷朝霞線に関すること】

埼玉県 朝霞県土整備事務所 道路担当

〒351-0033 埼玉県朝霞市浜崎678 電話 048-471-4681（直通）

## 【用途地域、高度地区、準防火地域、地区計画に関すること】

新座市 都市整備部 まちづくり計画課 都市計画係

〒352-8623 埼玉県新座市野火止1-1-1 電話 048-424-9613（直通）

皆さまの御理解と御協力を  
お願いいたします。

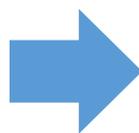
【お知らせ】 本日の資料、図面及び主な質疑については、  
説明会終了後、朝霞県土整備事務所HPに掲載する予定です。

## ★埼玉県トップページからの探し方



### 手順①

検索窓に「保谷朝霞線」と打ち込み、  
「検索」をクリック



### 手順②

「検索結果」ページから  
「保谷朝霞線素案説明会」をクリック

